平成２６年（フ）第８２号
鳥取県境港市誠道町217番地　市営夕顔団地４Ｂ棟30号、前住所鳥取県境港市財ノ木町704番地２
債務者　荒井　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第５４０号
広島市西区草津新町２丁目21番46―202号
債務者　吉村美壽惠
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
広島県世羅郡世羅町大字津口1072番地１
債務者　小塚　龍一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１０５号
山口県下関市竹崎町２丁目２番２号
債務者　金本明子こと　姜　　明子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
山口県下関市豊浦町大字川棚2405番地13、前住所山口県下関市小月高雄町２番15号
債務者　金崎　照之
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
宮崎市小戸町95番地１　ハーバープレステージ603号
債務者　平川　貴之
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９０号
宮崎市源藤町堤下566番地４
債務者　蓮本　国広
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９３号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅167棟17号
債務者　保科トミ子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地16雇用促進住宅谷山宿舎２―408号
債務者　淵ノ上孝盛
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
鹿児島県日置市日吉町日置4313番地
債務者　田村ミヱ子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目５番33号
債務者　田村　健一
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
長野県木曽郡上松町大字荻原2404番地１　木曽寮
債務者　飯島　勝夫
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７２１号
京都府八幡市八幡山田22番地の４
債務者　梅木八重子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
松江市東津田町1856番地２　チェリーコート４―202
債務者　武田　　純
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１１号
大分市大字田尻949番地の５　田尻団地21号
債務者　三浦　裕美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
福島県田村郡三春町大字過足字下屋敷８番地の２
債務者　村上　敬子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５１７号
神戸市長田区西丸山町２丁目２番32号
債務者　冨田　環紀
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２７号
神戸市北区北五葉２丁目11番１―513号
債務者　西脇　広純
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部